

松江市総合文化センターネーミングライツ・パートナーの募集要項

1 目的

松江市では、市の施設のネーミングライツ（命名権）を企業等に付与することを通じて、民間の知恵やノウハウ等を活用し、施設の付加価値を高めるための取組や、対象施設の魅力向上を図るとともに、市の新たな自主財源を確保し、対象施設の良い運営に努めることを目的とします。

2 ネーミングライツ制度について

ネーミングライツ制度とは、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から、市がその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることにより、施設の維持管理費用等を捻出し、持続可能な施設運営を行おうとするものです。

また、ネーミングライツ・パートナーにおいては、企業等の広告宣伝が可能となり、企業等のイメージアップにつながる事が期待できる仕組みであり、本市とネーミングライツ・パートナーの双方が、いわゆる WinWin の関係となるものです。

なお、ネーミングライツを行う上では、施設の利用者からみても、愛称として親しみやすく、公共施設としてふさわしい名称にする必要があります。

3 ネーミングライツ・パートナーにとっての効果

(1)PR効果

導入施設は本市の文化芸術の拠点です。ネーミングを各種イベントの告知・プロモーションに積極的に使用しますので、ネーミングに含まれる企業名・商品名等の市内外へのPR効果が期待できます。

(2) 社会貢献活動

ネーミングライツ料は施設の維持管理及び文化芸術振興等に役立てられますので、対象施設の魅力向上や地域の活性化に貢献することができます。

今回のネーミングライツ料についても、松江市総合文化センター全体の維持管理や文化芸術事業の充実に役立てます。

(3) イメージアップ

ネーミングライツ・パートナーのホームページ等にネーミングライツ・パートナーとして市民サービスの向上等に貢献していることをPRすることができますので、イメージアップにつながります。

4 対象施設

松江市総合文化センターを対象とします。

5 松江市総合文化センターの紹介

松江市総合文化センターは、昭和61年6月に開館したホールと図書館の複合施設です。大屋根は、城下町松江の風情を偲ばせるよう武家屋敷の瓦屋根をイメージしたもの、ホールの太く丸い列柱は出雲大社になぞらえたものです。

また、周囲の山々の松の緑に配慮して緑青加工銅板を屋根に葺き、段葺きや一文字葺きにより重厚美を醸し出すとともに、市民の杜として2万本余りの植栽を施しています。

ホールの愛称はプラバ(千鳥の英訳)ホールで、「松江市にクラシック音楽専用ホールを」という市民の皆さまからの熱い思いを受け誕生しました。特徴はパイプオルガンで、中・四国地方の公共ホールではパイプオルガンを有するのはプラバホールだけです。優れた音響効果は国内外からの評価が大変高く、トップアーティストを迎え、質の高い音楽文化を提供するなど、松江の文化振興の象徴となっています。

また、松江市立中央図書館は蔵書が約36万冊に上る中海・宍道湖圏域で屈指の図書館です。1階に開架室を設け一般・児童の資料配架をワンフロアとし、あらゆる世代の方々が利用しやすい施設となっています。

開館後40年近く経過した松江市総合文化センターは、現在リニューアル工事中です。耐震化による安全性の向上に合わせて、全館Wi-Fi化や常設の学習室を整備するなど、より多くの皆さまに利用していただけるよう魅力ある施設に生まれ変わります。全館リニューアルオープンは令和6年4月を予定しています。

(1) 利用者数

区分／年	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
プラバホール	81,483 人	80,420 人	76,161 人	30,489 人	46,665 人
中央図書館	92,957 人	93,535 人	91,804 人	62,194 人	77,138 人
合 計	174,440 人	173,955 人	167,965 人	92,683 人	123,803 人

(2) 概要

区 分	説 明
所在地	松江市西津田六丁目 5-44
面積	敷地面積 10,981.02 m ² 建築面積 4,880.73 m ² 延床面積 7,606.67 m ²
施設の概要	【プラバホール】 ①大ホール 客席数:744 席(最大) 〔1階 654 席、2階 90 席〕 ②控室:6 室 ③多目的室 多目的室1(収容人数80人)、多目的室2(収容人数25人) ④会議室 大会議室(収容人数180人)、中会議室(収容人数36人)、 小会議室 1(収容人数18人)、小会議室 2(収容人数12人)、 和室(収容人数20人) ⑤学習室(無料) ・個人学習室(37席) ・グループ学習室(12席) ⑥おはなしの部屋(収容人数20人) ⑦カフェ(14席) 【松江市立中央図書館】 ①延床面積996.88m² ②閲覧用席数 72 席 ③蔵書数〔366,157 冊〕 【休館日】 火曜日、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)

6 ネーミングに関する制約

ネーミングは、以下のとおり、本市が指定する呼称の前もしくは後に企業名等を付けるものとします。なお、企業名等とは、法人名・商品名・ブランド名等で、呼びやすい簡潔なものとします。また、企業ロゴ・企業マークのみは不可とします。

(1) 本市が指定する呼称

◆「文化センタープラバホール」の呼称を必ず含むこと。

(例) (企業名等) + 文化センタープラバホール ⇒ 可

(例) 文化センタープラバホール + Supported by (企業名等) ⇒ 可

(例) 文化センター + (企業名等) + プラバホール ⇒ 不可

(例) 文化センタープラバホール + (企業ロゴ・企業マークのみ) ⇒ 不可

7 契約期間

(1) 契約期間は、令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの3年間とします。ただし、契約開始日は協議等の進捗により変更となる場合があります。

(2) 契約期間満了後も引き続き当該施設にネーミングライツを導入する場合において、現ネーミングライツ・パートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して市と交渉できる権利(以下、優先交渉権という。)があります。ただし、優先交渉権は1回とします。

8 ネーミングライツ料

(1) 契約希望金額(消費税及び地方消費税が別途に必要です。)は、年額 200 万円以上とします。

注1) 上記の金額を下回る応募は不可とします。

注2) 支払いは金銭によるものとします。

注3) 初年度のネーミングライツ料は、年額を基に契約期間の開始月から月割り計算します。(小数点以下切り捨て)

9 愛称について

- (1) 施設の愛称に、企業ロゴやマーク等を付け使用できます。
- (2) 今回募集する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称とは異なります。
- (3) 応募する名称が、市民や利用者の混乱を招くおそれや、施設使用上支障となるおそれがある場合は、その名称について協議する場合があります。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。

10 愛称の条件

- (1) 日本語及び英語アルファベットにより表記可能なこと。ただし、企業ロゴやマーク等については、この限りではない。
- (2) 名称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する内容になっていないこと。
- (3) 当該施設の管理に支障をきたさないこと。
- (4) 一般に本市以外の地域を連想させるような名称や品位、公共性、公益性を妨げるような名称でないこと。

11 特典等（付帯条件）

ネーミングライツ・パートナーには、以下の特典があります。（内容の詳細は、市との協議の上、決定するものとします。）

なお、催し物によっては、その主催者の要請により、特典の内容が一時制限される場合があります。また、特典等の権利については、第三者への権利譲渡や転貸等はできません。

- ①施設に愛称看板を設置することができます。ただし、法令、条例に基づく規制や施設構造により一定制限される場合があります。
- ②ネーミングライツ・パートナーのホームページ等にネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。

- ③松江市は、市の広報誌やホームページ、プラバホール、図書館のホームページなどを通じて、愛称の普及と定着を図ります。

12 愛称表示に伴う費用負担

愛称表示に伴う費用負担等については、下表のとおりとします。また、期間満了等により契約が終了した後の原状回復についても同様とし、ネーミングライツ・パートナーの該当部分については、ネーミングライツ料とは別に負担するものとします。

区 分	実施主体・費用負担	備 考
施設の愛称看板（作成・設置工事含む）	ネーミングライツ・パートナー	
施設案内図等の書換え	ネーミングライツ・パートナー	
チラシ・パンフレット等、市が発行する印刷物の愛称記載	市	新規作成分を対象とします。
広報誌や市ホームページの表示	市	変更作業が可能な部分を対象とします。

愛称看板の設置内容や設置位置等については、市と協議して決定するものとします。

13 応募資格

応募することができるのは、応募内容を自ら主体となって実施できる企業等（共同応募も可能）とします。ただし、応募の時点で次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしている者
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第174条第1項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。)
- (6) 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共工事等から暴力団を排除するための措置を講じられている者
- (7) 応募書類の提出時点で、松江市の市税を滞納している者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業又はそれらに類似する業種
- (9) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (10) たばこに関する業種
- (11) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に関する業種
- (12) 法律の定めのない医業類似行為に関する業種
- (13) 興信所・探偵事務所等の業種
- (14) その他、松江市広告掲載基準第5条を勘案し、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認めるもの又は業種

※共同応募の場合は、すべての構成員が応募の資格を満たすことが必要です。また、原則として応募時と実施時は同じ構成員であること及び主たる役割を担う代表者を選定することが必要です。

14 スケジュール

募集から愛称の使用開始までの日程は、次のとおりです。

内 容	期 日
① 募集の開始	令和5年10月23日(月)
② 質疑の受付期限	令和5年11月2日(木)
③ 質疑の回答期限	令和5年11月10日(金)

内 容	期 日
④ 応募申込書類の提出期限	令和5年12月1日(金)
⑤ 審査委員会	令和5年12月上旬
⑥ 審査結果の通知	令和5年12月中旬
⑦ 契約の締結	令和5年12月中旬～令和6年1月上旬
⑧ 施設表示等の変更	令和6年3月～
⑨ 愛称の使用開始	令和6年4月～

15 応募手続き

提出書類に必要事項を記入し、持参又は郵送(簡易書留)で提出してください。

(1) 受付期間および提出先

令和5年10月23日(月)～令和5年12月1日(金)※午後5時必着

持参の場合は、期間内の開庁日の午前9時から午後5時までに提出してください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

郵送の場合は、宛先を「松江市教育委員会生涯学習課」、封筒に「ネーミングライツ応募書類在中」と記載し、簡易書留で投函してください。(期限内必着)

(2) 提出書類

- ①松江市ネーミングライツ・パートナー申込書(様式第1号)
- ②応募資格についての誓約書(様式第2号)
- ③地域活動、社会貢献等の実績及び今後の計画(様式第3号)
- ④会社概要及び直近3年の決算報告(様式任意)
- ⑤印鑑証明書(原本)
- ⑥登記事項証明書(現在事項全部証明書)(原本)※発行後3ヶ月以内
- ⑦納税証明書(松江市税の滞納のない証明)※発行後3ヶ月以内

(3) 資料の配布

募集要項、提出書類の様式、その他公募に係る資料は、市のホームページ(<https://www.city.matsue.lg.jp/index.html>)からダウンロードしてください。窓口での配布は行いません。

(4) 提出書類の様式

提出書類は、A4判とし、文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。また、言語は日本語、通貨は円とします。

(5) 提出書類の取扱い

- ①提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市長がこの募集に関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ②提出書類に係る情報公開請求があった場合には、松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）に基づく情報公開請求の対象となり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを除き、請求・申出による公開を行います。
- ③提出書類に含まれる商標権等の、各法令に基づき保護の対象となっているものの使用により生じる責任は、応募者が負うものとします。
- ④提出書類は、この募集の審査以外の目的で使用しませんが、選定後に申請結果の公表のため必要となる場合は内容を公表することがあります。
- ⑤本市が必要と認める場合、追加の書類提出を求める場合があります。
- ⑥提出書類は、返却いたしません。

(6) 留意事項

- ①市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ②応募受付期間を過ぎた提出、提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めません。
- ③提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合、また、応募申込後に応募資格を満たしていないことが判明した場合は、その申請は無効とします。
- ④申請に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(7) 応募の辞退

応募申込後に応募を辞退する場合は、令和5年12月6日（水）までに「辞退届（様式第4号）」を提出してください。

(8) 現地視察

令和5年11月15日（水）13:30～（予定）

現地での内覧を希望する場合は、以下の連絡先まで事前に電話申込みください。

現地内覧会申込期間10月23日(月)～11月13日(月) 9:00～17:00

連絡先 教育委員会生涯学習課 0852-55-5287(担当:藤原)

16 質疑の受付及び回答

ネーミングライツに関する質疑は、全て「ネーミングライツに関する質問票(様式第5号)」によるものとします。

(1) 質問の資格者

本要項中の「13 応募資格」に規定する資格を満たす者とします。

(2) 受付期間

令和5年10月23日(月)～令和5年11月2日(木)午後5時まで

(3) 「ネーミングライツに関する質問票(様式第5号)」により質問の要旨を簡潔にまとめ、持参するかメールにて下記の問い合わせ先に送付してください。電子メールを送信する場合、件名は「ネーミングライツ公募の質疑【事業者名】」としてください。持参の場合は上記期間内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間に「20 申込先・問い合わせ先」に記載の問い合わせ先までお越しください。

なお、電話・窓口での質問は受け付けません。

(4) 回答

令和5年11月10日(金)までに回答を送付するとともに、情報共有化のため、市HPにて回答を掲載します。ただし、質問者は公表いたしません。また、回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

なお、やむを得ない事情により回答が遅れる場合はその旨を通知します。

17 審査委員会の実施

本市が組織する審査委員会において、応募書類から、以下の選定基準により、提案されたネーミングライツ料、地域貢献等の実績及び計画、適格性及び愛称案を総合的に審査して優先交渉権者を決定します。

なお、応募が1社であっても、審査委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者とするか決定します。

	評価項目	評価基準	配点
1	応募の趣旨	ネーミングライツの目的に沿っているか	10
2	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合致	20
3	提案金額	ネーミングライツ料提案額	50
4	ネーミングライツ・パートナーとして適当か	・施設と応募団体の理念、事業内容等が合致しているか ・地域貢献や支援の実績及び計画があるか	20
合 計			100

(1) 日時

令和5年12月上旬(予定)

(2) 審査結果の通知及び公表

選定結果は、募集対象施設の応募者に文書で通知します。また、決定されたネーミングライツ・パートナーについては本市のホームページに掲載するとともに、報道機関等に情報提供を行います。

(3) ヒアリングの実施

必要に応じて、審査委員会の前にヒアリング(聞き取り調査)を実施することがあります。その場合は、詳細を別途ご連絡いたします。

(4) その他

- ①審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定しないことがあります。
- ②審査委員会の審査内容は非公開とします。審査結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

18 契約の締結等

(1) 契約の締結

第1順位の選定候補者と契約条件の細部について協議したのち、速やかに市と候補者の間で契約を締結します。なお、選定の日から30日以内に合意しなかった場合は、当該期限の最終日から7日間の期日を設け、選定候補者に対し、交渉継続の意向を確認することとし、交渉継続の意思表示がなかったとき、あるいは、契約の合意までさらに30

日以上を要することが確認されたときは、双方合意のうえで交渉を打ち切り、第2順位の候補者と協議を開始します。

(2) 契約の解除

ネーミングライツ・パートナー候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。

- ①「13 応募資格」に記載する資格を欠くことが認められる事実が明らかになったとき。
- ②違法行為その他ネーミングライツ・パートナー候補者の責めに帰すべき事由により、当該候補者の社会的信用が失墜し、愛称の使用が適当でないと認められるとき。
- ③ネーミングライツ・パートナー候補者が、候補者決定後に倒産又は倒産をするおそれがあると認められるとき。
- ④契約締結後であっても、契約に定める義務を履行しないとき又は「17 契約の締結等」に該当した場合は、契約を解除します。この場合において、既納のネーミングライツ料は返還しません。

また、ネーミングライツ・パートナーが設置、変更等をした愛称表示及びパートナー紹介表示について、速やかに原状に回復することとし、その原状回復にかかる費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(3) 調印式の開催

ネーミングライツ・パートナー候補者の希望に応じて調印式等を開催いたします。日程については、別途協議します。

19 留意事項

- (1) 提案においては、関係法令及び市の条例、規則、要綱等を遵守してください。
- (2) 応募者は関係法令を遵守し、公正な公募を阻害してはいけません。

20 申込先・問い合わせ先

担当：松江市教育委員会生涯学習課（担当：藤原）

住所：〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

電話：0852-55-5287

E-mail：s-gakusyu@city.matsue.lg.jp

年 月 日

松江市長 あて

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

印

松江市ネーミングライツ・パートナー申込書

松江市総合文化センターネーミングライツ・パートナーの募集要項の規定に基づき、下記のとおり応募します。

対象施設名	松江市総合文化センター		
応募の趣旨			
ネーミングライツ料 提案額	年 額 _____ 円（消費税含む） 〔3年間合計 _____ 円（消費税含む）〕 ※消費税率に変更が生じた場合は、それに応じて金額を変更します。		
愛 称 案	※市民の理解が得られるような（ふさわしい）愛称を提案してください。		
希望する特典など	募集要項に定めるもののほか、希望する特典がある場合は記入してください。 （例：一定期間の施設無償利用、商品展示及び広告スペースの無償提供など） ただし、希望に添えないことがあります。		

団体等の情報	業 種			
	事業内容			
	担当者氏名			
	部署・役職			
	電 話		F A X	
	電子メール			

年 月 日

松江市長 あて

応募資格についての誓約書

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

印

松江市総合文化センターネーミングライツ・パートナーの応募にあたり、次の事項を誓約します。

また、この誓約が事実と相違することが判明した場合には、松江市が行う一切の措置について異議の申し立ては行いません。

- 1 申込書の提出に際し、松江市総合文化センターネーミングライツ・パートナーの募集要項について、十分に理解したうえで申し込みます。
- 2 松江市総合文化センターネーミングライツ・パートナーの募集要項「13 応募資格」の（１）～（１４）に該当しておりません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び第 32 条第 1 項に規定する暴力団または暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。
- 4 松江市が必要と判断した場合には、本誓約書及び提出書類から収集した個人情報を島根県松江警察署へ提供することに同意します。
- 5 ネーミングライツ・パートナーの決定に関して、松江市ホームページに決定金額及び企業名等の応募内容について掲載することに同意します。
- 6 本契約等締結後に、募集要項「13 応募資格」の（１）～（１４）に該当することとなった場合は、松江市にその旨を書面により通知すること及びその内容をもって松江市の判断により一方的に契約等を解除する必要があることに同意します。

地域活動、社会貢献等の実績及び今後の計画

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

印

選定の際の参考とさせていただきますので、貴社のPRや地域貢献、文化活動等に対する支援の実績及びネーミングライツへの熱意等についてご記入ください。

その他ネーミングライツに関するご提案等がありましたら、自由にお書きください。

なお、関連資料がございましたら、適宜添付してください。

コミュニティや地域貢献、文化活動等に対する支援実績・計画

ネーミングライツへの熱意（本市や地域に対するメリット等）

本施設及びネーミングライツ制度の魅力向上のための提案

その他

松江市長 あて

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

印

辞退届

年 月 日付けで松江市総合文化センターネーミングライツ・パートナーとして申込みましたが、以下の理由により辞退します。

辞退理由				
連絡先	担当者氏名			
	部署・役職			
	電 話		FAX	
	電子メール			

年 月 日

松江市教育委員会生涯学習課 ネーミングライツ担当 あて

F A X 0852-55-5543

ネーミングライツに関する質問票

対象施設名		松江市総合文化センター
質問内容		
連絡先	団体名	
	部 署	
	役 職	
	担当者	
	電 話	
	F A X	
	電子メール	